

令和 2 年 1 1 月 6 日
天童市健康福祉部子育て支援課

認定こども園運営事業者（公私連携法人）募集に係る

質問への回答

No.	質問内容	回 答
1	募集要項「IV運営に係る諸条件」の中で、「1日11時間以上の開園」と「2号及び3号認定子どもに対する延長保育事業」が求められていますが、両方の条件を併せると「1日11時間30分以上の開園」が最低条件と読めます。この認識で間違いないでしょうか。	お見込のとおり、子ども・子育て支援交付金の対象となる保育標準時間認定に係る延長保育事業が30分以上であるため、1日11時間30分以上の開園が条件となります。
2	建物の整備計画の中に、園庭に設置する遊具等は予定されていますでしょうか。予定されている場合は連携法人との協議により整備が行われるものと考えますが、予定されていない場合は連携法人が任意に設置することになるのでしょうか。	現在、園庭に鉄棒、複合遊具及びチェーンネットクライムが設置されています。一部塗装の劣化が見られるため、再塗装等の修繕を行い、継続して使用する予定です。 事業者の提案により新たな遊具を設置することも可能ですが、費用負担については、協議の上決定します。
3	—	募集要項VI-7-(3) 提出書類の名称等を修正しました。あわせて、様式4-1号の提出書類の名称等を修正しました。
4	—	添付資料 別紙2 配置図・平面図に保育室等の面積を記入しました。